

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(デリバティブ取引)</p> <p>第十条 法第二十一条第四項第十六号及び第十七号に規定する主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。</p> <p>一 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）</p> <p>二 暗号資産（金融商品取引法第二十四条第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第六十九条第二項第一号において同じ。）に係る取引</p>	<p>(デリバティブ取引)</p> <p>第十条 法第二十一条第四項第十六号及び第十七号に規定する主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）とする。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

(暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置)

第二十三条の二 商工組合中央金庫は、その営む業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務(金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条及び第七十条第二項第二十号において同じ。)について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第二十三条の三 商工組合中央金庫は、その営む業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に依り、商工組合中央金庫の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

(専門子会社の業務等)

第六十九条 「略」

2 法第三十九条第一項第一号の二に規定する主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては

「条を加える。」

「条を加える。」

(専門子会社の業務等)

第六十九条 「同上」

2 法第三十九条第一項第一号の二に規定する主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第十一条

、第十一条第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十一条第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第十一号及び第二十号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第一号並びに次条第二項第十一号及び第二十号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第三十九条第一項第二号に規定する主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号

第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十一条第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号

に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 略〕

〔四〇八 略〕

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条 〔略〕

2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一〇十 略〕

十一 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

〔一二〇十九 略〕

二十 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

〔二一〇一〇 略〕

〔三〇八 略〕

に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

〔二〇五 同上〕

〔四〇八 同上〕

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇十 同上〕

十一 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

〔一二〇十九 同上〕

二十 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約に係る業務

〔二一〇一〇 同上〕

〔三〇八 同上〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第七十三条 商工組合中央金庫は、認可対象会社（法第三十九条第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。

〔一〕六 略〕

〔2・3 略〕

4 第一項及び第二項の規定は、法第三十九条第六項において準用する同条第四項の規定による認可について準用する。

5 〔略〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第八十三条 法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからヘまで、第二号、第三号ロ⑫、第四号、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

〔一・二 略〕

三 商工組合中央金庫の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第七十三条 商工組合中央金庫は、認可対象会社（法第三十九条第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。

〔一〕六 同上〕

〔2・3 同上〕

4 第一項の規定は、法第三十九条第六項の規定による認可について準用する。

5 〔同上〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第八十三条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>イ 「略」</p> <p>ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（14から18までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に 限る。）</p> <p>〔1〕～〔15〕 略</p> <p>〔16〕 信託勘定有価証券残高（〔17〕に掲げる事項を除く。）</p> <p>〔17〕 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高</p> <p>〔18〕 「略」</p> <p>ハ 「略」</p> <p>〔四〕～〔七〕 略</p> <p>2 「略」</p>
	<p>イ 「同上」</p> <p>ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（14から17までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に 限る。）</p> <p>〔1〕～〔15〕 同上</p> <p>〔16〕 信託勘定有価証券残高 「加える。」</p> <p>〔17〕 「同上」</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>〔四〕～〔七〕 同上</p> <p>2 「同上」</p>